

# 富士見市国際友好協会規約

(名 称)

第1条 この協会は、富士見市国際友好協会（以下「協会」という）と称する。

(目 的)

第2条 協会は、諸外国との市民相互の友好関係を密接にし、産業、文化、教育、スポーツ等の交流を図るとともに、外国籍市民と地域住民がつながりを持つことが出来るまちを目指し、その向上発展に資するための事業を計画し、推進することを目的とする。

(事 業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各種交流親善事業の計画立案及び実施
- (2) 姉妹都市提携の趣旨の普及、啓発
- (3) その他目的達成に必要な事業

(構 成)

第4条 協会は、第2条の目的に賛同する個人、団体及び法人で構成する。

(役 員)

第5条 協会に会長1名、副会長若干名、理事若干名、会計1名及び監事2名を置く。

- 2 会長、副会長、会計及び監事は、総会において選任する。
- 3 理事は、会員の中から会長が推薦し、総会の承認を得る。
- 4 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員職務)

第6条 会長は、協会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指定する副会長がその職務を代理する。
- 3 会計は、協会の会計を掌理する。
- 4 監事は、協会の会計を監査する。

(顧問・相談役)

第7条 協会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、役員会の議決を経て会長が委嘱する。

(総 会)

第8条 総会は、年1回会長がこれを招集する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に総会を招集することができる。

- 2 総会に付議する事項は、次のとおりとする。
  - (1) 会長、副会長、会計、監事の選任及び、理事の承認
  - (2) 事業計画及び収支予算の決定
  - (3) 事業報告及び会計報告の承認
  - (4) 規約の変更

(5) その他会長が重要と認める事項

3 総会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第9条 役員会は、会長、副会長、理事及び会計、監事をもって構成し、会務の執行に関する重要事項を協議し決定する。

2 役員会は、会長が随時招集し、会長は、その議長となる。

3 役員会は、構成員の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって議事を決する。

(事務局)

第10条 協会の事務を処理するため、事務局を富士見市役所内に置く。

(経 費)

第11条 協会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会 費)

第12条 協会の会費は、年額次の会費を納入する。

個人（一般） 2, 0 0 0 円

個人（学生・外国籍） 1, 0 0 0 円

団体 1 口 5, 0 0 0 円

法人 1 口 1 0, 0 0 0 円

(免 除)

第13条 会長が必要と認めた場合には、前条の定めにかかわらず、会費の一部または全部を免除できるものとする。

(会計年度)

第14条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終る。

(その他の運営事項)

第15条 前各条に定めるもののほか必要な事項は、その都度役員会において決定する。

附 則

この規約は、昭和58年6月14日から施行する。

この規約は、平成 3年6月 8日から施行する。

この規約は、平成 9年5月28日から施行する。

この規約は、平成11年4月 1日から施行する。

この規約は、平成18年5月20日から施行する。

この規約は、平成27年5月16日から施行する。

この規約は、令和 4年5月15日から施行する。

この規約は、令和 6年5月18日から施行する。

この規約は、令和 7年5月10日から施行する。